

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第2項の規定により提出された意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年9月24日

香川県知事 浜田 恵造

1 意見の対象となった届出に係る公告

平成26年4月25日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

マルナカ林町店 高松市林町字浴2000番地5 外

3 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

(1)意見書を提出した者

地元住民（1名）

(2)意見の概要（提出された意見書に記載された原文のまま）

ア 荷さばき施設、常時加圧型のポンプによる施設内配水用貯水タンク、高圧受電盤、自家発電機が民家に近い位置にある為、店舗の運営中、店舗の撤退後も爆発、漏電、油の漏れなどの周辺への被害にも十分配慮していただき、対応もしていただきたい。また、可能な限り屋内配置としていただきたい。その際には建物の高さは可能な限り隣接する民家の目隠しフェンスより低いものとしていただきたい。

【理由】

6月18日の現地説明会に民家に近い場所に施設を置かず、従業員駐車場にして欲しい旨の提案を行ったが、その後何も変更はなかった。説明会以前にも同内容の話を行っていた。高圧電流の引き込みから店舗を縦断する形で受電盤まで地下に高圧電流をはわせ、自家発電機が高圧受電盤から2mと離れない位置に屋外に設置されている。大店舗法での設備の設置については第1に民家から距離を取って設置する事をよしとしているが、着工前に住民からの願いがあったにもかかわらず、集中的に配置を行っている。また、その設備の高さは当初計画時よりも高い位置に設置されており、防音壁の高さは強度の問題で一定値から変化してはいけない状態で騒音の発生源を高い位置に変更する事については一切の説明も対策も行われていない。民家に近い位置に設置するからには相応の理由があるはずと、密集地に設置する理由を尋ねても理由を返答していない。住民の意見を無視し、理由を尋ねても説明を返していないため、企業人としての誠意を一切感じられないことから、店舗の設置運営中だけでなく、撤退後に配置されたままになる設備から起こる周辺への被害全ての保証について、地元住民から指摘があった上で計画を変更しなかった設置者である株式会社マルナカが全て負担するべきと考える。

イ 大店立地法に基づき香川県に提出された書類、または地元説明会で掲示された書類と比較し、実際に建築されている建物との間に差異が見られる。事前の変更の説明もなく、建築時間も予定外の時間を多く夜間、休日を取る事も説明されておらず、周辺住民に多大な迷惑を掛けている。

建築時の説明責任を果たしていないだけでなく、今後の店舗運営についても疑念を抱かずに

はいられない。イオングループの行動規範には「一、イオンピープルは、人々との信頼を何よりも重んじ、いかなるときも正直で誠実な行動を貫きます」とあるが、信用がおけない。開店は12月26日とあること、現時点での計画では軒下の店舗運用は考えていないとの話であったので、それは正しく守って貰いたい。

【理由】

建築物の高さについて住民説明会で行われた物以上に、屋根に遮蔽物を設置し、建物周辺の民家からして景観を著しく損ね、陽光、風を遮る造りとなっている。アルバイトの募集にも十月初旬開店とうたい、説明無しの見切り発車、事後承諾で構わないという意図しか感じられない。また、他店舗での軒下の販売実績を考慮に入れて、新店舗については軒下を計画当初から店舗面積として加えるかどうか聞いたところ、5月の段階では「軒下を店舗に加えるので内部の面積を削ります」と回答し、6月には「店舗面積には加えません」と答え、7月には「店舗面積の変更は一割までなら未提出でも出来ます」という返答で軒下の販売については合法であると言外に開発担当者は言っている。初めに店舗面積について指摘されるとは思っておらず、その場限りの思いつきで返答したのが、だんだん知恵を付けていっているのがよく分かる。だが、最後の回答は「後から変更」と言うのが前提であるが、そもそも現時点でマルナカの各店舗は軒下で販売実績がある。大店舗法改訂後となる今回の店舗建設時に、当初より店舗面積を考える際には他店を参考にするべきであり、上記のような回答を行うのは、店舗面積のごまかしを「変更した」という小手先のごまかしで行うつもりだというのが判る。担当者の対応が香川県を代表する企業の責任者のものであるとすれば、イオングループ株式会社マルナカには企業としての誠実さがないと判断せざるを得ない。だが、住民からでは残す建設期間中、加えて開店後も大店舗法に基づき大企業として、また人間として父母祖父母、先祖、子ども達に恥じない答えと仕事をして欲しいと願うしかない。

ウ 汚水を道路をまたいで直ぐにまで伸びてきている下水道ではなく、処理はすると言ってもすぐ下流のため池に流れ込む用水に放流することから、企業としての倫理観は低いと判断せざるを得ない。マルナカ林店の汚水処理、廃棄物処理、店舗の電気、消防設備の維持管理について、不備があると周辺に多大な迷惑がかかることから、不定期に周辺住民による施設の維持管理に関する書類、施設等の確認を一切の支障なく、即座に行える様にしていきたい。

【理由】

現地説明会でかつてマルナカが行ったサンポート開発計画の頓挫と大的場の再開発計画についての契約不履行についての疑念が、今回のマルナカの店舗出店についてもあると発言したところ「違約金は払いましたよ」とだけ返してきた。不義理をしても違約金さえ払えば全て許されるという発言と判断できる言い方と表情であり、反省の色はなかった。この一件でマルナカの施設維持管理、店舗の運営について、地域住民の迷惑になる事でも後で違約金を払えば済むという判断でマルナカは動いているものと推測できる。また、開発当初も「住民に配慮して欲しい」と住民側が言うと「店舗が出来るのだから仕方ないでしょう」と開発担当者は発言している。大店舗法の意味そのものを根底から覆す発言であり、その時点でマルナカは信用できないと判断した。運営そのものを住民が危険であるかどうか判断できる様に願いたい。

エ 南西部に設けられる出入り口について、夕時のみ誘導を置く様に提出されているが、来客、運送会社の車両の出庫時にアラームを鳴らして知らせるなどの対応もしていきたい。

【理由】

現地では既存の建物が歩道脇まで立っている。マルナカが南西位置に設置する出入り口は当初出口のみであったが、説明会などで出入り口となっている。現場は過去に店舗（倉庫）があった当時から見通しが悪く、通常に南から北に歩行をしている者であっても、内部からの出庫の際に直前まで気がつかず、転倒する者も多くあった。自転車においては事故の回避の為に

足を怪我した者がいるため、小学生の登下校の場所でもあり、安全に配慮を願いたい。

オ 北東部に設けられる自転車、歩行者用通路については、可能な限り設置を行わないでいただきたい。農道の確保というのであれば、土地の変遷から行けば建物側にはもうけず、南北の境界線部分のみである事。現地で残っている農道部分については、幅1m未満のみである。それ以上の通路をマルナカ敷地の境界線東西の位置に確保するのであれば、それは農道を確保するのではなく、新たに出入り口を設ける事になるのではないかと思われるので、計画の変更届け出を行う様に指導を願いたい。

【理由】

敷地北部に「農道の確保の為に」という理由で歩行者、自転車用通路を出入り口の数として数えずに設置する様子である。住民としては、既にマルナカ北部の老健施設前に違法駐車して新店舗の確認に来る者もいる事から、違法駐車による生活道の占拠や、老健施設の入所者の歩行訓練などに支障をきたすと考えられるため、北部への出入り口の設置は避けて欲しい。どうしても設置するのであれば、マルナカが土地を購入した際には農道の幅は1m未満である。それを広げたり、新たに加えるのであれば出入り口の増設の申請をする様に願いたい。更に、違法駐車、通行車両、通行人による周辺への影響については即座の対応を願いたい。

カ 現地説明会を通じて、株式会社マルナカには非常に興味がわいた事から、今後も現地説明会の際には必ず呼んでいただける様にご指導願いたい。

【理由】

県に提出した書類の内容さえ理解せずに現地説明会を開催する現場担当者の不勉強さ、住民が大店舗法を知らない事として進めてしまえばよしという姿勢が各所に散見される。質問に対する回答を見ると、「意見を言いに行く場所について」と言う設問を「文句を言い」に書き換えて社内で回答を作成している事から、住民への対応のずさんさが伺える。元親会社であるマルナカホールディングスの朝鮮総連ビルの購入という事態も相まって、日本中から注目されている株式会社マルナカである。今後の香川県の発展の為に、株式会社マルナカの動向は十分に注意しておく必要があると、香川県民として判断する。

4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市創造都市推進局産業経済部産業振興課
縦覧期間	平成26年9月24日から同年10月24日まで